



届出が 必要です！

交通事故や
公務災害・
通勤災害での
組合員証の
使用について

第三者行為 (交通事故など)

組合員又は被扶養者が、交通事故など(第三者行為)により負傷した場合は、一般的に加害者がその損害を補償することになります。しかし、このような場合であっても公務上や通勤上でないときは組合員証を使って治療することができません。

この場合、共済組合は一時的に立て替えて支払っているだけですので、後日その立て替えた治療費等を加害者(あるいは加害者が加入している自賠責保険・任意保険等)に請求し、支払いを受けることとなります。交通事故などで組合員証を使用して治療を受ける場合は、必ず共済組合に連絡をするとともに、「損害賠償申告書」、「交通事故証明書」などの必要書類の提出をお願いします。

また、自損事故で同乗者が負傷した場合も、運転者が加害者となる第三者行為となりますので同乗者が組合員又は被扶養者である場合は、同様の届出や手続きをお願いします。



公務災害 通勤災害

公務上の傷病や通勤途上の負傷については、組合員証を使って治療することができませんので、受診の際は医療機関の窓口で公務上又は通勤途上であることを申し出るとともに、地方公務員災害補償基金への公務・通勤災害の認定の申請をして療養補償を受けてください。

傷病が公務災害や通勤災害に該当することが明らかでないなどの事情で、やむを得ず組合員証を使用する場合は、交通事故の場合と同様に共済組合に連絡するとともに、「公務傷病発生報告書」を提出してください。

なお、公務員災害補償基金の療養補償を受けられるのは、同基金が認定した医療機関だけです。認められていない医療機関で受診した場合の医療費は全額自己負担となります。

記載内容を確認しましょう 「医療費のお知らせ」の配付

共済組合では、医療費や健康についての認識を深め、健康管理に役立てていただくことを目的として、「医療費のお知らせ」を年2回配付しています。

今回のお知らせは、平成19年7月から12月までの受診分が対象となっており、3月初旬に所属所を經由して配付します。記載内容を確認して、心当たりのない診療が記載されているなど疑問な点があれば、ご連絡ください。

【連絡先】 保健課医療厚生係 TEL089(945)6318